

廃棄物の「野外焼却」等は法律で禁止されています。

全ての廃棄物について、基準に適合しない焼却は禁止されています。

焼却設備を用いない 廃棄物の焼却の禁止

焼却設備を使用せず廃棄物を焼却すること（いわゆる「野外焼却」）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）で禁止されています。

庭先のたき火等（焼却禁止の例外）の場合でも生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情がくるような場合は、指導の対象となります。

粗悪な焼却設備による 廃棄物の焼却の禁止

焼却設備であっても、コンクリートブロックや鉄板で囲っただけといった粗悪な設備による廃棄物の焼却は、禁止されています。



（例１）産業廃棄物処理業者が、引き受けた廃棄物を地面の穴の中で焼却している。



（例２）建設業者等の現場で、暖をとる名目で廃タイヤ等を燃やしている。



いずれも法で禁止する焼却行為に当たり、**現行犯逮捕**もあり得ます。

廃棄物を処理するには

一般廃棄物は

各区市町村で定まった収集、処理ルートに出さなければなりません。せん定枝、抜根等、詳細な取扱いは、各区市町村の清掃担当部署に問い合わせてください。

産業廃棄物は

都道府県知事の許可を得た「産業廃棄物処理業者」に委託しなければなりません。家屋解体物等の産業廃棄物の処理を無許可業者に委託したり、無許可で他人の産業廃棄物を受け入れ、焼却したような場合は、法律により罰せられます。

※ 産業廃棄物の処理を委託する際には、委託契約書の作成など、委託基準（法第12条第4項）の遵守やマニフェスト（法第12条の3）の使用等が義務付けられています。

廃棄物を焼却する場合

廃棄物の焼却は、廃棄物の焼却の基準にあった焼却設備及び焼却方法で行わなければなりません。
また、焼却灰を処理する場合は、必ず許可を受けた処理業者に委託しなければなりません。

○廃棄物の焼却の基準

(法施行令第3条第2号イ・第6条第1項第2号イ・法施行規則第1条の7・平成9年厚生省告示第178号)

焼却設備	(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
焼却方法	(1) 煙突の先端以外から燃焼ガスがでないように焼却すること (2) 煙突の先端以外から火炎又は黒煙を出さないように焼却すること (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

※ 小規模の廃棄物焼却炉のうち、火床面積0.5㎡未満かつ焼却能力50kg/h未満のものについては「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」といいます。)により、更に厳しい制限が課せられています(一部の例外を除き使用禁止)。

禁止される廃棄物の焼却は

法第16条の2(焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 法に定める廃棄物の処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

法施行令第14条(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

- 一 国又は地方公共団体による施設管理のための廃棄物の焼却
- 二 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上や宗教上の行事のための廃棄物の焼却(大文字焼き・どんど焼き等)
- 四 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却(害虫駆除・霜害対策等)
- 五 日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却で軽微なもの(庭先でのたき火・キャンプファイアー等)

※ このような場合でも、廃タイヤや廃塩化ビニール等の焼却は禁止されています。

罰則等について

廃棄物処理法	措置命令		知事（市町村長）は、廃棄物の処理基準に適合しない処分が行われた場合は、処分を行った者（処分を委託した者を含む。）に対し、期限を定めて、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。（第19条の4～第19条の6）		
	罰則	無許可営業・無許可業者への委託・措置命令違反・不法投棄等		5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はこの併科（第25条）	
		焼却禁止違反 及び未遂		5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はこの併科 第 25 条	
		法人等両罰規定		上記の罰則は行為者のほか法人にも適用（第32条）	
環境確保条例	勧告		知事は、第126条（廃棄物の焼却行為の制限）に違反している者に対し、違反行為の停止や必要な措置について勧告することができる。（第137条）		
	停止命令等		知事は、廃棄物の焼却行為について勧告に従わない者に対し、期限を定めて、違反行為の停止、施設の改善等、必要な措置を命ずることができる。（第139条）		
	罰則	停止命令等違反		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第158条）	
		法人等両罰規定		上記の罰則は、行為者のほか法人にも適用（第164条）	

【問い合わせ先】

産業廃棄物の規制指導に関すること・東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 03-5388-3589
東京都多摩環境事務所廃棄物対策課 042-528-2694
ばい煙等の規制指導に関すること { 東京都環境局環境改善部規制指導課 03-5388-3492～3
東京都多摩環境事務所環境改善課 042-523-0238
各区市町村の公害担当課

一般廃棄物の規制指導に関すること・各区市町村の清掃担当課

平成13年4月1日

※石油系溶剤を含まないインキを使用しています。